

速度取締り指針

令和8年7月
光警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	9:00 ~ 19:00	大河内・樋口地区	60km/h
国道188号	7:00 ~ 19:00 9:00 ~ 17:00	虹ヶ浜・島田・光井地区 虹ヶ浜地区	50・60km/h 50km/h
県道光・玖珂線	8:00 ~ 19:00	小周防・小松原地区	40・50km/h
市道野原岡庄屋線	7:00 ~ 17:00	光井地区	30km/h

- 交通事故の発生状況を踏まえて昼間帯の取締りを強化します。
- 交通事故が多発している国道188号、県道を中心に取締りを強化します。
- 主要幹線道路で重大事故が懸念される国道2号についても取締りを強化します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和8年1月～6月）

※ ●：交通事故多発エリア



【抽出条件】

- ・ 交通事故：令和7年～令和8年上半期（私道と駐車場を除く。物損事故は令和8年を除く。）
- ・ 交通事故多発エリア：半径100m以内で8件以上事故が発生しているエリア

- 昼間の時間帯に多数の交通事故が発生していることから、8時から18時までの取締りを強化しました。
- 交通事故が多発している国道188号、主要県道を中心に取締りを強化しましたが、2件の死亡事故が発生し、人身事故も増加傾向にあることから、分析結果に基づいた取締りを一層強化していきます。

その他の交通指導取締り

- 引き続き交通事故の発生が多い国道188号を中心とした取締りを強化します。
- 交通事故に直結する交差点関連違反や通学路の安全を確保するため、通勤通学時間帯における取締りを強化します。